

○松山衛生事務組合職員の退職手当に関する条例

制 定 昭和 43 年 1 月 10 日条例第 9 号

改 正 令和 5 年 2 月 20 日条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、職員の退職手当について必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第 2 条 本組合職員の退職手当に関しては、松山市職員の退職手当に関する条例（昭和 33 年松山市条例第 5 号）及び同条例の改正に係る経過措置に関する規定を準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 42 年 7 月 1 日から適用する。

付 則（令和 5 年 2 月 20 日条例第 2 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。